

## 介護保険

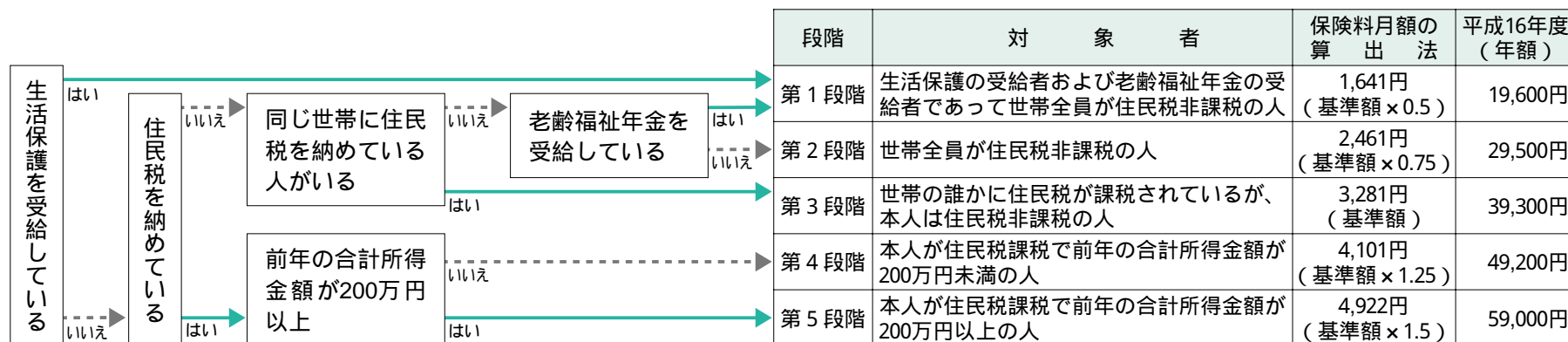
65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料  
についてお知らせします

平成16年度の65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料納入通知書を発送します。

介護保険事業は、40歳以上の方が納める保険料と国や都、市などの公費で運営されています。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用できるように、保険料を期限内に必ず納付してください。納入通知書の発送は、7月上旬を予定しています。

介護保険課(保凸内線2322・2339)

## 介護保険料の決まり方



保険料の年額に100円未満の端数があるときは、切り捨てます。  
保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。  
平成16年度は、第2期介護保険事業計画の2年目です。

## 介護保険料の納め方

納め方は老齢(退職)年金の額によって2種類に分かれます。  
また、第1号被保険者としての保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月分から納めます。

## 特別徴収

老齢(退職)年金が  
年額18万円以上の人  
(月額1万5,000円以上の人)

年6回、年金からの  
天引きで納めます

シールメール(3つ折りで  
圧着してあり、定型封筒の  
大きさのもの)にて納入通  
知書を送ります。

## 仮徴収

4、6、8月は前年度2月分の保  
険料額を年金から天引きで納め  
ます。

## 本徴収

10、12、2月は平成16年度の年  
間保険料から4、6、8月の保  
険料を除き、10、12、2月に振  
り分けた金額を年金から天引き  
で納めます。

平成17年度(来年度)の仮徴収額は、  
今回お送りする納入通知書右下に表  
示されています。

## 普通徴収

老齢(退職)年金が  
年額18万円未満の人  
老齢(退職)年金を受給してい  
ない人または老齢福祉年金・遺  
族年金・障害年金を受給してい  
る人も含みます

市から送付される納付書  
や口座振替で納めます

納付書で納める人は、納付書付き  
の納入通知書を封筒に入れてお送  
りします。  
口座振替をさせていただく人は、  
シールメールにて納入通知書をお  
送りします。

老齢(退職)年金が年額18万円以  
上の人でも、次の場合は普通徴収  
で保険料を納めます。徴収の方法  
は、翌年度10月分から特別徴収に  
切り替わります。

年度の途中で65歳(第1号被保  
険者)となったとき

年度の途中で他の市区町村か  
ら転入したとき

年度の途中で所得段階の区分  
が変更になったとき

年度の初め(4月1日)の時点  
で年金を受けていなかったとき

## 普通徴収の人には口座振替が便利です

介護保険料の納付書、預・貯金通帳、通帳の届出印を持って、市  
指定の金融機関・郵便局でお申し込みください。

市指定の金融機関・郵便局については納付書の裏面に記載してい  
ます。

## 介護保険料を滞納すると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービス  
を利用する際、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により  
後で保険給付(費用の9割)が支払われる形となります。

介護サービス費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の  
一部、または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた  
保険料と相殺されることがあります。

介護サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられること  
があります。

40歳から64歳までの人(第2号被保険者)  
の介護保険料

40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の介護保険料は、加入  
している各医療保険(国民健康保険、健康保険など)の保険者に  
医療分とともに納付します。

具体的な保険料の決め方は各医療保険者ごとに算定方法が違いま  
すので、詳しくは加入している医療保険の保険者に確認してくだ  
さい。

## 介護保険料の納め方(例)

a) 夫(70歳世帯主)と妻(62歳)の夫婦2人で、2人とも国民  
健康保険加入の場合の介護保険料の納め方

夫は自分の介護保険料を市に直接納付します。  
妻の介護保険料は夫(世帯主)が支払った国民健康保険料  
に含まれます。

b) 夫(55歳)と妻(52歳)の夫婦2人で、2人とも国民健康保  
険に加入の場合の介護保険料の納め方

夫(世帯主)が支払った夫婦2人分の国民健康保険料に夫婦  
2人分の介護保険料が含まれます。